

日本福祉大学学生個人情報保護規則

第1章 総則

(目的)

第1条 日本福祉大学（以下「大学」という。）は個人情報の保護が、人格の尊厳に由来する基本的人権の保障に係る問題であることを深く認識し、個人情報保護法等関連法規および日本福祉大学情報セキュリティーの基本ポリシー並びに日本福祉大学情報セキュリティーマネジメントに関連する基準等を踏まえて、この規則によって大学が保有する個人情報の取扱いに関する基本事項を定め、もって個人情報の収集、管理および利用に関する大学の責務を明らかにするとともに、学生および生徒等に自己に関する個人情報の開示ならびに訂正および削除等の請求権を保障することによって、個々人自ら情報主体者としての行動を促進することを目的とする。

2 本規則に定めること以外の事態が生じた場合は、日本福祉大学情報セキュリティーマネジメントに関連する基準等に基づき適切に対応する。

(用語の定義)

第2条 この規則において、「学生等」とは、現在および過去の学生・受験生・資料請求者等、「教職員等」とは大学の業務に直接かかわりがあり、またはかかわりがあった教職員並びに委託・派遣職員等をいう。

2 この規則において「個人情報」とは、学生および生徒等について特定の個人が識別され、または識別され得るものであって、教職員等が業務上取得または作成した情報（文書、写真、フィルム、磁気テープその他これらに類するものに記録されたものを含む）をいう。

(責務)

第3条 学長はこの規定の目的を達成するため個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 教職員等または教職員等であった者は、業務上知り得た個人情報をみだりに学内の教職員等も含め他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。

3 学生、教職員等は個人情報保護の重要性を認識し、学外の組織、団体に業務上または自主的な活動において対応する場合は、本規則によって学生等個人の権利利益を侵害しないように努めなければならない。

第2章 個人情報の収集および利用の制限等

(個人情報収集の制限)

第4条 教職員等が業務上、学生および生徒等の個人情報を収集するときは、利用目的を具体的に明確にし、その目的達成に必要な最小限度の範囲で収集しなければならない。

ただし、思想および信教に関する個人情報は、いかなる理由があろうともこれを収集してはならない。

2 教職員等が業務上、個人情報を収集するときは、適正かつ公正な手段により、次の各号のいずれかに該当するときは除き、直接本人から収集しなければならない。

- (1) 本人の同意があるとき
- (2) 個人の生命、身体、健康、財産に対する急迫の危険を避けるためにやむを得ないと認められるとき
- (3) 教員の教育指導上特段の必要性があるとき
- (4) 法の定めるところにより、行政機関から依頼があったとき
- (5) 指導または相談援助に関わって、本人から収集したのでは目的を達成することができないか、業務に支障があると認められるとき
- (6) 学長が正当な理由があると認めたとき

3 学生等の個人情報を収集する場合は、あらかじめ収集の目的および利用の範囲を明示し、適切な方法で本人の同意を得なければならない。

(個人情報の適正管理)

第5条 学長は、個人情報の保護のため、次の各号に掲げる事項について、適正な措置を講じなければならない。

- (1) 紛失、毀損、破壊その他の事故の防止
- (2) 改ざんおよび漏えいの防止
- (3) 個人情報の正確性および最新性の維持
- (4) 不要となった個人情報のすみやかな廃棄または消去
- (5) 個人情報の安全管理のために必要な教育・研修の実施

2 前項の事務をはじめ、本規定に基づく業務を適切に執行するため、個人情報保護管理責任者を置く。

個人情報保護管理責任者の選任に関することは、第12条に定める。

(個人情報の利用制限)

第6条 教職員等は、業務上収集した個人情報をその目的以外のために利用または提供してはならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき
- (2) 個人の生命、身体、健康に対する急迫の危険を避けるためにやむを得ないと認められるとき
- (3) 教員および保護者の教育上、特段の必要性があるとき

- (4) 法の定めがあるとき
- (5) 学長または個人情報保護責任者が必要と認めたとき。
- 2 前項(1)から(5)の各号に該当して個人情報を利用または提供する場合、または緊急に対応した場合は、当該部局の業務責任者は、事前に（緊急の場合は速やかに）、個人情報の利用目的と範囲、保護管理に関する責任者、保護・管理方法等について、本規則の関連条項に基づき書面をもって届け出て、個人情報保護管理責任者の許可を受けなければならない。
- 3 前項により個人情報の提供を受けたものは、本規則に基き個人情報の保護と管理に関して全面的に責任を負うものとする。
- 4 第1項(2)から(5)の各号に該当する場合、個人情報保護管理責任者は、可能な限り事前に該当する全ての学生および生徒等に対して適切な方法で承諾を求めることとする。

(個人情報に関する業務の学外委託)

第7条 個人情報に関する業務を学外に委託するときは、業務責任者は委託業者との間で、日本福祉大学情報セキュリティーマネジメント運用基準に基づき、個人情報の保護に関する具体的な措置をとらなければならない。

(収集の届出)

第8条 教職員等は、新たに個人情報を収集するときは、あらかじめ次の事項について個人情報保護管理責任者に届け出なければならない。

- (1) 個人情報の名称
 - (2) 個人情報の利用目的
 - (3) 個人情報の収集の対象者
 - (4) 個人情報の収集方法
 - (5) 個人情報の記録項目
 - (6) 個人情報の記録の形態
- 2 前項により届け出た事項を変更または廃止するときは、業務責任者は、あらかじめこれを個人情報保護管理責任者に報告しなければならない。

第3章 個人情報の開示、訂正等

(自己に関する個人情報の開示)

第9条 学生および生徒等は大学が保有する自己に関する個人情報の開示を請求することができる。

- 2 開示の請求があったときは、個人情報保護管理責任者はこれを開示しなければならない。ただし、その個人情報が、個人の選考、評価、判定、健康記録、その他に関するものであって、本人に知らせないことが明らかに適当であると認められるとき

は、その個人情報の全部または一部を開示しないことができる。

- 3 個人情報の全部または一部を開示しないときは、その理由を本人に通知しなければならない。
- 4 第1項に規定する請求は、個人情報保護管理責任者に対し、本人であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した文書を提出することにより行う。
 - (1) 所属および氏名
 - (2) 個人情報の名称および記録項目
 - (3) 請求の理由
 - (4) その他個人情報保護管理責任者が必要と認めた事項(自己に関する個人情報の訂正または削除)

第10条 学生および生徒等は、自己に関する個人情報の記録に誤りがあると認めるときは、前条第4項に定める手続に準じて、個人情報保護管理責任者に対し、その訂正または削除を請求することができる。

- 2 個人情報保護管理責任者は前項の規定による請求を受けたときは、すみやかに調査のうえ必要な措置を講じ、結果を本人に通知しなければならない。
ただし、訂正または削除に応じないときは、その理由を文書で本人に通知しなければならない。

第4章 不服の申立て

(不服の申立て)

第11条 自己の個人情報に関し、第10条第2項に規定する請求に基づいてなされた措置に不服がある学生および生徒等は、本人であることを明らかにして、学長に対し、申立てを行うことができる。

- 2 学長は、前項の不服申立てを受けたときは、すみやかに審査し、その結果を文書で本人に通知しなければならない。
- 3 不服の申立ては、次に掲げる事項を記載した文書を学長に対し提出することにより行う。
 - (1) 不服の申立てを行う者の所属および氏名
 - (2) 不服申立て事項
 - (3) 不服申立て理由
 - (4) その他学長が必要と認めた事項

第5章 個人情報保護管理責任者

(個人情報保護管理責任者の設置及び業務委任)

第12条 第5条第2項に定める個人情報保護管理責任者は副学長とし、学長が選任する。

2 個人情報保護管理責任者はその事務業務を大学事務局長に委任することができる。

第6章 規程管理

(本規定の所管課室)

第13条 本規則の所管課室は学生課とする。

(規定の改廃)

第14条 本規則の改廃は大学評議会の議を経て学長が行う。

附 則

- 1 本規則は2003年4月1日から施行する。
- 2 本規則は2005年4月1日から一部改定施行する。
- 3 本規則は2015年4月1日から一部改定施行する。

付記 大学外の機関・団体において本学学生等の個人情報を収集または利用する場合は、個人情報保護法および本規則に則り適切に対応するよう申し入れることとする。